

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省	○
発行	振替	額最低	払込額	発行	発行	用等	振替	の法律項及	發行名稱	件等	財務省令
行価	行単	額面	金額	方法	方法	の適	條項	及の根	号称及び	國債の發行等	國債省告示
格	日	位	金	額	法	適	そ	拠	記	等	第
錢額	平	す額	の振	五五七十	額い募の定以律社	利回付	九特	利回付	年八月九月	二百九十六	〇
面成る	の記	替	面成るの記	万百十五	面に集振の下へ平、一法会	利回付	九別	利回付	年五月七日	条第	関する
金二。	整載法	額	金二。	円九一万	金よ取替適一	利回付	九回付	利回付	年告示	第十九	省令
額十	數又の	額	額十	億円	額る扱機用振	利回付	九利回付	利回付	年示	第十一	。し
百二	倍は規	額	五百八	で發機	機関を替	利回付	九利回付	利回付	年發行	項	。昭和
円年	の記定	額	円千	七行	関は受法	利回付	九利回付	利回付	年券	第	利規定
に八	金録に	額	二	二十	に日本法	利回付	九利回付	利回付	年大臣	第	利付
つ五	額はよ	に	百	一	によるも	利回付	九利回付	利回付	年五年	第	利規定
き五	に、る	に	四	億	る銀	利回付	九利回付	利回付	年野田	第	利付
百日	よ最振	よ	四十	四	募行と	利回付	九利回付	利回付	年平田	第	国債に基
円四	る低替	も	四	千	ととし	利回付	九利回付	利回付	年佳	第	づ年大
十七	も額口	の	万	八	の取	利回付	九利回付	利回付	年彦	第八	発行、大
	の面座	と	九	百	する。	利回付	九利回付	利回付			藏
	と金簿		千	八	そ	利回付	九利回付	利回付			

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年

○ るす出額
。るしに各
期 た 加 募
日 金 え 集 取
に 額 、
払 を 次 扱
い 第 の 機
込 十 算 関
む 八 式 は
も 号 に 、
の に よ 払
と 規 り 込
す 定 算 金

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{46}{365}$$

(二)

規下は払し払平
定、期た期成る税人にの法す国をかのれ中れに
す次そが金と二こ率が当算入る債乗ら算るのる係發
る号の銀額し十とを適該式で者をじた當該式にもの座の所行時
期及翌行を、二が乗用非にあが発金によにと得
日び営休支次年でじを居よる非行金によにと得
に第業業払の十きた受住り場居時額額りつ記し税
つ十日日う算二る金け者算に住にたに算て載てが
い五にに。式月。額て号支当たに二)る又出は者おだ百出は又振源
同に払ただよ十を所はし、又いし分し、は替泉そ
じおうるしり日控得外た前はて、のた前記口徵の
いへと、算を除税國金記外取当二金記録座収利
て以き支出支すの法額(一)國得該十額(一)さ簿さ子

初
期
利
子

十
八
七
六
五
十
四

払
込
期
所
日
払
利
還
金
支
額
元
場
金
支
額
償
還
期
期
限
償
償
の
利
利
子
以

額面金額 $\times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 毎
成 本 面 成 利 て を 年
二 銀 金 二 子 、 支 六
十 行 額 十 を そ 払 月
二 百 七 支 の 期 二
年 円 年 払 日 と 十
八 に 六 う 以 し 日
月 つ 月 。 前 、 及
五 き 二 六 各 び
日 百 十 月 支 十
円 日 間 払 二
に 期 月
属 に 二
す お 十